

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年 7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第65号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、<u>第8条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法<u>第19条第1項</u>の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、<u>第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法<u>第9条第1項</u>の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p>

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当</p>	<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当</p>

<p>該業務を処理するために適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）<u>第19条第1項</u>の規定による承認</p>	<p>該業務を処理するために適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）<u>第9条第1項</u>の規定による承認</p>
---	--

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（給与の減額等）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 職員が部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）<u>第19条</u>に規定する部分休業をいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として知事が定めるものをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>	<p>（給与の減額等）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 職員が部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）<u>第9条</u>に規定する部分休業をいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として知事が定めるものをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>

（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（給与の減額等）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 職員が部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）<u>第19条</u>に規定する部分休業をいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子</p>	<p>（給与の減額等）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 職員が部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）<u>第9条</u>に規定する部分休業をいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子</p>

<p>等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>	<p>等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>
--	--

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与の減額等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 職員が部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第19条に規定する部分休業をいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>	<p>(給与の減額等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 職員が部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第9条に規定する部分休業をいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成19年8月1日から施行する。